

用地調査点検等技術業務共通仕様書(案) 新旧対照表

赤字：今回改正箇所

(R6. 3.14 改正)

新	旧
用地調査点検等技術業務共通仕様書（案） （省略） 第 2 章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 （省略） （成果物） 第 2 0 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一 第 3 章に定める業務の内容に応じて権利者ごとに整理し、編集する。 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。 三 目次及びページを付す。 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。 3 提出する成果物は、別紙成果物一覧表に掲げるものとし、部数は、正副各 1 部とする。 4 受注者は、成果物の写し及び関係資料を契約書第 52 条に定める契約不適合責任期間保管し、発注者が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。 （省略） （個人情報の取扱い） 第 2 6 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 （省略） （保険加入の義務） 第 3 0 条 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 <u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u> （省略）	用地調査点検等技術業務共通仕様書（案） （省略） 第 2 章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 （省略） （成果物） 第 2 0 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一 第 3 章に定める業務の内容に応じて権利者ごとに整理し、編集する。 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。 三 目次及びページを付す。 <u>四 容易に取りはなすことが可能な方法により編綴する。</u> 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。 3 提出する成果物は、別紙成果物一覧表に掲げるものとし、部数は、正副各 1 部とする。 4 受注者は、成果物の写し及び関係資料を契約書第 52 条に定める契約不適合責任期間保管し、発注者が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。 （省略） （個人情報の取扱い） 第 2 6 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 （省略） （保険加入の義務） 第 3 0 条 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 （省略）